

## 子どもへのインタビュー 虐待事実の識別技法として

田 中 晶 子

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月10日受理)

キーワード：インタビュー技法・面接法・子どもの被暗示性・児童虐待

### 問題

近年、児童虐待は重大な社会問題としてとらえられている。政府も虐待死の発生防止に向けて児童相談所の機能を向上させる方針を示し、この問題への早急な取り組みが始まっている。例えば、2005年に改正された児童福祉法では児童相談所に加えて市町村も虐待の相談窓口としての機能を担うことになった。これにともない、2005年度に全国の市町村で受け付けた児童虐待の相談件数は3万8183件となったことが厚生労働省の調査で明らかになっている(2006年10月31日付 朝日新聞)。これは、市町村窓口だけで2004年度の児童相談所における虐待相談件数(3万4652件)を上回り、過去最高の相談件数となっている。このような虐待相談の急増にともない、相談窓口となる機関(特に、新たに相談窓口の機能を担うようになった機関)では虐待相談を扱うための専門性を有する人材の確保が急務となっている。では、虐待相談に関わる専門性とはどのようなものだろう。

児童虐待に関わる専門的アプローチとして、越智(2005)は3つのアプローチをあげている。1つは、虐待の原因を探るアプローチである。例えば、個々の虐待事案を分析し、虐待の発生との関わりが強い要因について明らかにすることにより、虐待防止の対策をとることはこれに含まれるだろう。このようなアプローチは、虐待の事前防止へつながる重要なアプローチとして位置づけられている。

次に、虐待の事実認定に関わるアプローチがあげられる。このアプローチは、緊急保護の必要性や、刑事的に逮捕や起訴を行う場合の証拠収集との関連が強いものである。虐待の事実があるのかないのか、あるとすればどのような虐待がなされたのかなどを的確に判断することは、その後の対応の方向性を決定づける重要な過程である。

最後に、虐待を受けた子どもや虐待を行った両親へのケアに関わるアプローチがあげられる。カウンセリングなど専門的な知識や技法を用い、虐待によるその後の人生への深刻な影響を最小限にするための事後的なケアとして重要なアプローチである。

これら3つのアプローチの中で、現場の実務家が個々の事例に対して適切な介入をするため

田 中 晶 子

に重要となるのが、虐待の事実認定に関わるアプローチである。現場で扱われる事例の中には、虐待の事実が不明確な事例も少なくなく、子どもが本当に虐待を受けているのかどうか、また、どのような虐待事実があったのかについての識別は、困難な作業である場合が多いと思われる。

虐待の有無の識別においては2種類の誤りを避けなければならない (Veltman & Browne, 2002)。1つめの誤りは、虐待の事実が実際はないのに、誤ってあったとされるフォールスポジティブ (false positive) であり、もう1つの誤りは、虐待の事実が実際あるにも関わらず、なかったとされるフォールスネガティブ (false negative) である (越智, 2003)。

フォールスポジティブの発生は、刑事事件や裁判過程での誤判や冤罪につながる恐れがある。加害者の刑事訴追などを視野に入れる場合、「疑わしきは罰せず」の原則を守るためにはフォールスポジティブを最小化する必要がある (越智, 2003)。このフォールスポジティブの発生が社会問題にまで発展した例として、アメリカにおける性的虐待と偽りの記憶論争 (「回復された記憶」論争) があげられるだろう。この論争は、児童期に行われた性的虐待の「事実」が心理療法などによって「回復された記憶」としてよみがえり、子どもが親を訴えるというケースが激増したことに始まる (高橋, 1997)。訴えられたケースの中には加害者もその事実を認めたものもあったのだが (Horn, 1993)、一方で回復された記憶が全くの間違いであったというケースも広く認められ (Sheler, 1993; Shapiro, 1993)、「回復された記憶」をそのまま実在の出来事として信じてしまうことの危険性が指摘されている。「回復された記憶」の真実性については現在も様々な立場から議論がなされている (「回復された記憶」論争についての詳細は、Loftus & Ketcham, 1994; 高橋, 1997, 1999を参照)。

一方、フォールスネガティブの発生は虐待の見落としや適切な対応の遅れにつながる恐れがある。2006年秋に日本で発生した母親による男児殺害事件では、事件発生2年前に福祉事務所により虐待の事実が認定され、一時的に母子が引き離される措置が取られていた。しかし、1年前からは虐待の通報がないという理由から (つまり虐待の事実はないと判断され)、子どもは保護されることなく結果的に事件の犠牲者となってしまった。この事例からは、虐待の有無や深刻度についての確に判断することの重要性とともに、フォールスネガティブをおかした場合の危険性が顕著に示されている。このような悲劇を避けるため、福祉事務所や児童相談所など虐待相談の窓口となる機関が子どもの安全を保障するための対応をとるか否かの判断をする場合には、フォールスネガティブを最小化する必要がある (越智, 2003)。

このようにフォールスポジティブとフォールスネガティブはともに最小化させることが望まれるが、これらは一方が減少するともう一方が増加するという関係にあるため、両者のバランスを考慮した上で一定の基準を引くことが求められる。この基準の明確化には多くのデータを収集する必要があると指摘されているが (越智, 2003)、現在のところ虐待事実の認定方法について包括的で明確な判断基準が示されていないわけではない。つまり、一時保護等の決定における枠組みが存在しないため、その決定にはばらつきが生じているのである (加藤, 2001)。最近ではフォールスネガティブの発生によつて的確な事実認定に失敗した場合、窓口となった相談機関への糾弾がマスコミなどによって大々的になされることが多い。もちろん特定の機関や個

## 子どもへのインタビュー

人の怠慢などが原因と思われる事例についてはその責任を免れないが、虐待の事実認定の重要性を指摘するのであれば、特定機関や個人へ攻撃的な糾弾を行うのではなく、虐待の事実認定に有効な指標や基準づくりなど、より建設的な方向への議論を深めるべきであろう。

現在のところ、虐待事実の識別方法には、医学的アプローチ、リスクアセスメント研究アプローチ、そして心理学的アプローチといった専門領域の異なる3つのアプローチがあるとされている(越智, 2005)。それぞれのアプローチにおける研究から得られた知見はそれぞれ単独、あるいは組み合わせられながら実務場面において活用されている。本稿では、これら3つのアプローチについて概観し、虐待事実の識別についてのこれまでの知見をまとめることとした。特に、他のアプローチと比べ比較的認知されていないと思われる虐待事実の識別についての心理学的アプローチから、子どもへの適切なインタビュー法の開発について重点的に取り上げた。これらを通して、虐待事実の識別への包括的なアプローチについて考えてみたい。

### 児童虐待とは

児童虐待は、1962年にアメリカにおいて医師であるKempeによって「被虐待児症候群 (Battered child syndrome)<sup>1)</sup>」として発表された。それ以降、アメリカでは虐待の通報に関する法律の整備など積極的に対策がとられてきた。日本においても近年児童虐待は大きな社会問題として認識され、様々な対策が進められている。児童虐待の定義は必ずしも一致しているとはいえないが(池田, 1993)日本では児童虐待防止法において 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの行為類型が規定されている(日本子ども家庭総合研究所, 2005)。

身体的虐待 (physical abuse) とは、暴力などによって子どもの身体に外傷が生じたり、生じる恐れのあるような行為全般をさす。例えば、打撲傷や内出血などのあざ、骨折や火傷をおわせるなどは身体的虐待に含まれる。また、激しい揺さぶりや戸外に締め出す、あるいは意図的に児童を病気にさせるなども身体的虐待に含まれる。宮本(2005)によると平成15年度の全国児童相談所における虐待種類別比率では、身体的虐待は45.2%と最も高い比率を占めている。この調査によれば、近年身体的虐待の占める比率は減少しているものの、依然として主要な虐待の類型であると言える。また、身体的虐待は実父母によって行われることが多いことも指摘されており (Creighton & Noyes, 1989; 仲谷, 2001) 特に父親が加害者である場合に身体的虐待の被害は深刻になる傾向が報告されている (Brewster, Nelson, Hymel, Colby, Lucas, McCanne, & Milner, 1998)。

性的虐待 (sexual abuse) とは、子どもにわいせつな行為をすること、または子どもをしてわいせつな行為をさせることをさしている。子どもへの性交や性的暴行、性的行為の強要などがこれに含まれる。性的虐待は、告発が少なく発覚しにくいいため、その実態をつかみにくい虐待

1) Battered child syndromeの訳語としては、被虐待児症候群のほか、被殴打児症候群(加藤, 2001; 南部・藤原・佐藤・西村, 2006)がある。

田中 晶子

待である。したがって、実際に児童福祉施設や裁判所で取り扱われている数よりも実際には多く発生している可能性がある。前述の身体的虐待が家族内で発生することが多いのに対し、性的虐待は家族の周辺者（親戚や知人等）が加害者になるケースも多い（越智, 2005）。また、性的虐待は児童の年齢が高くなるほど増加する傾向が示されている（市川, 2005）。

ネグレクト（neglect）は、子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ることをさしている。例えば、重大な病気になっても病院へ連れて行かないなど子どもの健康や安全への配慮を怠ることや、愛情遮断など子どもにとって必要な情緒的欲求に答えられないなどがこれに含まれる。最近の調査では、虐待種類別比率において、ネグレクトの比率が増加傾向を示している（宮本, 2005）。

心理的虐待（emotional abuse）とは、子どもに対する著しい暴言や拒絶的な対応、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをするなどによって、子どもの心に心理的なトラウマを生じさせるような行為をさす。心理的虐待は、場合によっては身体的虐待よりも深刻な被害が生じる場合もあることが指摘されている（越智, 2005）。

このように児童虐待は4つの行為類型に分類されているが、実際にはそれぞれの類型が単独で発生するとは限らない。身体的虐待や性的虐待を受けている場合、多くの場合に心理的虐待も受けていることが予想される。例えば、宮本（2005）の調査では、4つの行為類型のうち複数の虐待を受けていた子どもの割合は全体の20%であったとの報告がされている。

### 虐待事実の識別に関わるアプローチ

前述のように、虐待事実の識別は、医学的アプローチ、リスクアセスメント研究アプローチ、そして心理学的アプローチといった異なる専門領域からのアプローチが試みられている。これら3つのアプローチについて以下に概観する。

#### 1 医学的アプローチ

医学的アプローチは、医学的特徴など身体的所見から虐待の可能性を推定する方法である。医学的アプローチによる識別が特に有効なのが、身体的虐待の識別においてである。このアプローチでは、身体的外傷の形状や位置から身体的虐待の可能性が推定され、外傷の程度から虐待の重傷度を判断する基準も示されている。例えば加藤（2001）では、最も重度である「生命の危機」レベルには、頭部外傷や内臓損傷などがあてはまるとされている。また、「重度」には多数の皮下出血や骨折、「中度」にはタバコの傷痕や内出血、「軽度」には痕の残らない傷があてはまるなど虐待の深刻度を判断する際の基準が示されている。また、性的虐待においても性器の状態や感染症の有無からある程度虐待の可能性を推定することができると考えられる（Jenny, 1996）。

医学的アプローチでは、外傷だけでなく児童の身体特徴を詳細に調べることにより、虐待の可能性を推定することもできる。例えば、身長や体重などの標準値との比較や、両親や兄弟との身長・体重との比較が重要視されている（市川, 2005）。これは、両親の身長から子どもの

## 子どもへのインタビュー

最終身長予測値を求めることができ、実際の身長との比較から正常な成長パターンかどうかを判断することができるからである。また、採血などの検査結果からは、栄養状態や衣食住の充足の推定も可能である。市川（2005）では、貧血の有無、総蛋白、アルブミン値、コレステロール値、血糖、電解質、BUN（血液尿素窒素）、Cr（クレアチニン）値、肝機能などが必須の検査項目として挙げられている。これらの検査結果からは特にネグレクトの可能性を推定することができるであろう。

このような虐待の有無の推定に関わる医学的特徴や身体的所見を医療現場で有効に活かすため、アメリカでは専門家向けの写真入ハンドブック（Heger, Jean Emans, & Muram, 2000）が刊行され、医療現場での虐待識別の指針として利用されている。日本では市川（2005）が、医療関係者による適切な対応の重要性を指摘しており、医療関係者へのイニシャルマネジメントの指針が示されている。その中では、道具による打撲痕や火傷痕の例など虐待が疑われる医学的特徴について写真や図を用いてまとめられている。また、児童虐待の医学的特徴についてのチェックリストが提案され、実際の救急医療現場において用いられている。

さらに、アメリカでは医療専門家だけでなく子どもと触れ合う機会が多い両親や教師を対象としたイラストつきハンドブックも刊行されている（Monteleone, 1998）。ここでは、偶然の事故による外傷がしやすい部位と虐待による外傷がしやすい部位の違いなど、虐待の有無を識別する上で手がかりとなる外傷の特徴がイラストを用いてわかりやすく示されている（このハンドブックは、加藤, 2003によって邦訳されている）。

しかし、このような医学的な診断ですべての虐待の識別が可能であるとは言い難い。例えば、性的虐待に関しては、性器の検査からその虐待の有無を判断することが出来ないケースが多いことが指摘されている（Putnam, 1997）。また心理的虐待については、虐待の事実が子どもの身体症状に現れるとは限らないため、医学的な診断のみから判別することは困難であると考えられる。

## 2 リスクアセスメント研究アプローチ

リスクアセスメント研究アプローチは、社会福祉やソーシャルワークの流れをくむものである。したがって、このアプローチは特に児童相談所における児童虐待事例を扱うソーシャルワーカーが、虐待の有無や深刻度を的確に判断し、一時保護など適切な判断決定をする際の意思決定基準を定めようとする側面が強いのが特徴である。

加藤（2001）によれば、児童虐待における初期対応は、子どもを保護するのか、在宅のままでもいいのか、もし、在宅のままであれば、どういったサービス計画が必要なのかという決定をすることである。それらを決定するために行うアセスメントは問題把握・分析・援助計画・評価から構成されており、その後の対応の方向性を決定する重要なものとして位置づけられている。このアセスメントにおいて、家庭をめぐる様々な特性から虐待の可能性を推定しようとするのが、リスクアセスメント研究アプローチの基本的な考え方である。

アメリカでは、リスクアセスメントは4つのモデル（ワシントン州のマトリックスモデル、

田 中 晶 子

経験的予測モデル、ファミリーアセスメント・スケール・モデル、チャイルド・アト・リスクモデル)に分類されている(加藤, 2001)。これらは、公衆衛生や非行分野、過去の虐待事例(特に再虐待の事例やネグレクトの事例など)に基づく調査から導き出された虐待リスク要因をまとめ、尺度を作成している。この虐待リスク要因を測る尺度には様々なものがある。例えば、全米児童福祉連盟(CWLA)が開発したチャイルドウェルビーイング尺度(Child Well-Being Scales)や、家族危機尺度(Family Risk Scales)、虐待を受けた子どもの安全性について判断するリスク項目も尺度として用いられている。

日本においても、一時保護決定の枠組みとなるリスクアセスメントの指標が提案されている。加藤(2001)は、彼女が行った一連の調査結果と児童相談所のワーカーの意見などに基づき、日本版リスクアセスメント指標を作成している。彼女が作成した2000年4月版の保護決定アセスメント指標案では、虐待・子ども・養育者・養育状況・家族環境・機関の6つの側面における25項目から虐待事例を評定し、15項目以上に当てはまる場合、保護の可能性が高くなるという基準が示されている。

しかし、リスクアセスメント研究アプローチにおいて判断の基準となるリスクとは「虐待しそうかどうかを予測する」という意味で用いられており、そのまま虐待事実の有無につながるものではない(加藤, 2001)。児童福祉の分野では「虐待しそう」という予知ではなく、すでに虐待をしていて、なおかつ「虐待しそう」というものについてのリスクであるとする主張もあるが(加藤, 2001)、リスクの定義については定まっていないのが現状である。リスクをどのようにとらえるかは、リスクアセスメントの判断基準作成において重要であり、それをを用いる実務家の基本姿勢も問われる問題である(例えば、虐待の事実がなくても可能性があれば保護対象とするのか、事実があってはじめて保護対象とするのかといった問題と関わると思われる)。リスクをどのようにとらえるかは、今後日本におけるリスクアセスメント基準の作成や運用において重要な問題となるであろう。

### 3 心理学的アプローチ

児童虐待における心理学からのアプローチとしては、虐待を受けた子どもや虐待を行った両親へのケアに関わるアプローチがある。これはカウンセリングなど専門的な知識や技法を用い、虐待によるその後の人生への深刻な影響を最小限にするための事後的なケアであり、児童虐待への重要なアプローチとして認識されている。一方、ここで取り上げるのは、子どもの行動などから、虐待の有無を判断していこう、あるいは、直接子どもにインタビューをして虐待の事実を確認しようというアプローチである<sup>2)</sup>(越智, 2005)。虐待に限らず、近年子どもが犠牲者

2) 子どもの行動から虐待事実を識別する方法としては、うつや不眠など精神的・身体的症状を手がかりとする方法や、性的虐待における性的な行動指標を用いた識別、または心理テストの反応パターンに基づく識別などがあげられる。これらは、子どもへのインタビューとともに虐待事実を識別する心理学的なアプローチである。

## 子どもへのインタビュー

や目撃者となる事件が増加していることから、心理学的アプローチの中でも子どもへインタビューを行ったり、子どもの証言を取り扱う機会が増加すると思われる。特に性的虐待においては、子どもの証言以外の物的証拠が少なく、子どもの証言が唯一の証言となる場合が多いことが指摘されており（木下，1996）、そのような場合、虐待の事実について子どもにどのようにインタビューを行うか、またインタビューによって得られた証言の信憑性をどのように判断するかは、その後の対応を方向づける重要な意味を持つだろう。

子どもから虐待の事実を確認するために適切なインタビューを行うには、まず子どもの語りの特徴を知る必要がある。子どもの言語や記憶など認知的な能力の発達の研究からは、子どもは2～3歳頃から体験したことを話し始めることが示されている。そして、3～4歳頃から「誰が、どうした、楽しかったや悲しかった」など出来事の基本的な内容のある程度報告できるようになり、4～5歳になれば、ある程度一貫した記憶を語るができることとされている（仲，2005）。しかし、出来事の報告が可能な年齢に達した子どもであっても、子どもは暗示や誘導の影響を受けやすいことが、多くの研究において示されている（Ceci, Ross, & Toglia, 1987; Goodman & Read, 1986）。

これら子どもの暗示の受けやすさ（被暗示性）や誘導されやすさ（被誘導性）は、様々な要因から規定される。例えば、事後情報効果やソースモニタリングエラーなどに代表される認知的要因や、「大人は正しい」という思い込みから大人の話に合わせてしまう現象（参照や迎合）に代表される社会的要因などがあげられる。これらの影響を最小限にするために、欧米では子どもへのインタビュー方法の開発が盛んに行われている。例えば、認知面接法（Geiselman, Fisher, Firstberg, Hutton, Sullivan, Avetissian, & Prosk, 1984; Geiselman, Fisher, MacKinnon, & Holland, 1985; Geiselman, Fisher, MacKinnon, & Holland, 1986）や、ステップワイズ面接（Yuille, Hunter, Joffe, & Zaparniuk, 1993; Poole & Lamb, 1998）やフェイド・アプローチ（Home office, 1992）、NICHDプロトコル（National institute of child health and human development protocol）（Orbach Hershkowitz, Lamb, Sternberg, Esplin, & Horovitz, 2000）などが挙げられる。これらのインタビュー法は既に現場で用いられ、イギリスのように適用が義務づけられているところもある（仲・上宮，2006）。また多くのインタビュー法は構造化されており、被暗示性や被誘導性の影響を最小限にするだけでなく、場当たりの質問を避けることができるという効果も示されている。日本においても、海外で作成されたインタビュー法を邦訳し、ガイドラインとして提案する試みが始まっている（藤川・小澤，2003; 仲，2004等）。

### 4 欧米におけるインタビュー法において用いられる手続き

仲（2005）では、多くのインタビュー法のガイドラインに共通して用いられる8つの手続きが指摘されている（表1）。以下にその8つの手続きを概観していく。

**ラポールを構築する** インタビュアーと子どもとの間にリラックスした関係を築くことをさしている。例えば、子どもに好きな遊びやテレビ番組について話してもらうことを通して、安心感を与えるなどがこれにあたる。

田 中 晶 子

表1 Walker & Hunt (1998) による子どもの目撃者/被害者の面接法と  
 その主な手続き(仲, 2005を一部改変して引用)

面接法 (作成者) 推奨される 手続き	心理評 価(米 国虐待 児専門 家学会)	認知 面接法 (Fisher 他)	構造 面接 (Koehn- ken)	ステップ ワイズ 面接 (Yuille 他)	MOGP (Home Office)	性的虐 待児の 面接 (Jones)	子どもの 目撃者 (Perry 他)	実務家 のため に(Mc Gough 他)	NCCAN レポート (Saywitz 他)	推奨 (%)	実際 (%)
ラポールを 構築する										100	60
面接の目的 を告げる										55	62
グラウンドルール を理解させる										88	25
事務的な情報 を収集する										88	84
自由報告を 求める										100	2
質問(オープン・ クローズド)をする										33	100
補助物を 使用する										11	88
クロージン グを行う										77	41

：推奨される手続き      ：必要な場合のみ用いる手続き

ラポールを形成することにより子供の発言が促進されることは、多くの研究から示されている(Walker & Hunt, 1998)。そして、この効果は特に自由再生において顕著であることが示されている(Yuille, et al.1993)。しかし、過度のラポールの形成は避けるべきであるともされている。例えば、子どもに安心感を与えるために母親がインタビュアーとなる場合は、被誘導性が高まるのが指摘されている(Fivish, Hamond, Singer, & Wolf, 1991)。しかし、母親がインタビューした場合には、誘導尋問への耐性が高まるとの結果もあり(Goodman, Sharma, Thomas & Considine, 1995)。子どもにとって身近な人物によるインタビューの効果についての結論は出ていない。また、直接インタビューを行わなくても、母親が子どものインタビューにあたって同席することも子どもの証言へ影響を与えることが示されている(越智, 1999)。

また、ラポールの構築は、「情報を知っているのは子ども自身である」、「子どもが主体的に語る場である」ことを子どもに伝える目的も併せ持っている。このように、インタビュアーが情報を知らないことを開示することの効果については、子ども自身が一番多くの情報を知っていると伝えることが、被誘導性を抑制するために有効であることが示されている(Dent, 1991; 実験的に検討したものとしてはMulder & Vrij, 1996など)。

ラポールの構築についてはほとんどのインタビュー法で推奨されているが、実際のインタビュー場面で用いられたのは60%にとどまり、その内容も大人の発話が優勢であり、適切なラポールの構築が行われているケースが少ないことが指摘されている(Walker & Hunt, 1998; 仲,



## 子どもへのインタビュー

2005)。

**インタビューの目的を告げる** インタビューの目的を告げることで、子どもから関連のある情報を得ることができる可能性がある。しかし、事件に直接関わる事柄などを話すことにより、子どもを誘導してしまう可能性もあるため、注意が必要である。

**グラウンドルールを理解させる** グラウンドルールと呼ばれるインタビューでの約束事を理解させることである。インタビューでの約束事とは、事実だけを話す、嘘をつかない、わからないことは「わからない」と言うという事柄である。グラウンドルールの説明に関しては、実際のインタビューにおいて25%しかなされておらず、不十分であることが指摘されている (Walker & Hant, 1998; 仲, 2005)。

さらに、「わからない」という回答を明示することにより誤った証言が減少するかどうかについて実験的に検討したところ、子どもはよく考えずに「わからない」の回答を乱発する傾向が示された (Moston, 1987)。この結果を受け、子どもにとっては「わからない」という回答を示すだけでは不十分であり、「わからない」という回答を適切に使用できるような練習が必要であるとの指摘がなされている (Saywitz & Moan-Hardie, 1994)。

**事務的な情報を収集する** 名前や住所など事務的な情報収集がこれにあたる。出来事のインタビューに入る前にこれらの情報収集をするインタビュー法が多いが、これらの情報収集はインタビュー終了後が適切であるとする指摘もある (Walker & Hant, 1998; 仲, 2005)。

**自由報告を求める (自由ナラティブ、自由語りとも呼ばれる)** 「何があったのか話してください」の様な教示により、子どもに自由に、自発的に出来事を語ってもらう報告形態である。インタビュアーはできるだけ話さず子どもの話を傾聴することが求められる。

ラポールの構築と同様に、自由報告も多くのインタビュー法が共通して推奨しているが、実際のインタビュー場面で自由報告を引き出すようなインタビュアーからの働きかけは2%と、ほとんど見られないことが指摘されている (Walker & Hunt, 1998; 仲, 2005)。

**質問をする** 子どもへの質問は、まず答えの範囲が限定されないオープン質問 (いつ・どこで・どのようになどのWH質問) が望ましいとされている。しかし、オープンな質問だけでは子どもから十分な情報を得ることが難しいことも指摘されており (Goodman & Reed, 1986) オープン質問のみを実際の面接で用いることは現実的ではない。そこで多くのインタビュー法では、質問を構造化し、オープンな質問の後に、答えが「はい・いいえ」や「AかB」に限られるようなクローズド質問を行うという段階的な質問方法が推奨されている。

**補助物を使用する** 描画や模型、人形などの使用がこれにあたる。補助物の中でも最近注目されているのが、性的虐待のインタビューにおけるアナトミカルドールの使用である。アナトミカルドールとは人体が性器も含め比較的正確に復元された人形をさす。アナトミカルドールを使ったインタビューは、アメリカではほぼスタンダードなインタビュー法として定着している (Kendall-Takett & Watson, 1992; 越智, 1998)。しかし利用方法の基準の整備が遅れたため、その効果についての実証的な研究は十分なされたとはいえない。欧米のインタビュー法においても、アナトミカルドールの使用を推奨するものと積極的に推していないものがある。さ

田 中 晶 子

らに推奨しているインタビュー法においても、積極的に推奨するものと必要な場合のみ限定的に使用を認めるものがあるなどその評価は様々である。現在までの研究からは、アナトミカルドールの使用に関しては、虐待の有無の識別を診断する上での有効性が示されているものが多く（Jampole, Weber, 1987; August & Foman, 1989）、特に、アナトミカルドールを用いることによるフォールスポジティブの危険性は少ないことが示されている。一方、フォールスネガティブの可能性を示す研究は少数であるが報告されており（Cohn, 1991）、これらの効果についてはさらなる検討が必要である。

アナトミカルドール以外の補助物の利用については、投影法の利用に関する研究がいくつかなされている。例えば、人物画テストやロールシャッハ、TATなどを用いて虐待の有無の識別の検討がなされている。これらの研究についても十分な検討がなされていないのが現状であるが、性的な反応の生起については虐待経験の有無による違いが示されている。したがって、性的虐待の有無の識別において、有効な指標として活用できる可能性が示唆されている。また、識別に特化した検査の開発もなされており（Miller-Perrin & Wurtele, 1989）、今後虐待の有無を識別するための有効な手がかりとして期待される。

**クロージングを行う** 面接終了の手続きとして、子どもが語った内容を子どもの言葉で確認することをさす。クロージングの際に、例えば、子どもの「ドンした」という語りを「ぶつかった」等と言い換えることは望ましくない（Walker & Hunt, 1998; 仲, 2005）とされており、避けなければならない。

また、子どもにインタビューへの協力に対する感謝を伝えたり、インタビュー後に不安になったり落ち込んだりすることのないように連絡先を伝えるなど、子どもへの事後的なケアへつながる対応が求められる。

### **虐待事実の識別に関する包括的なアプローチをめざして**

これまで、虐待事実の識別に関わる3つのアプローチについて概観してきた。

医学的アプローチは、特に身体的虐待やネグレクトの識別に有効である。この2つの虐待類型は、日本で報告されている児童虐待の大部分を占めており（宮本, 2005）、医学的アプローチの担う役割の重要性は高いと思われる。また、市川（2005）のように日本における虐待事例に即した専門家向けの識別マニュアルも公刊されており、今後医療機関における迅速で的確な識別へと役立つものと思われる。

リスクアセスメント研究アプローチでは、家庭をめぐる様々な特性から虐待の可能性を推定している。虐待へのリスク要因を整理することは、保護の必要性を的確に判断する助けとなるだけでなく、リスク要因への早急な対応を促し、深刻な虐待発生の予防にもつながるアプローチであると思われる。

医学的アプローチやリスクアセスメント研究アプローチから得られた知見は、それぞれ単独ではなく包括的に実務場面において活用されている。例えば、市川（2005）で提案されている児童虐待診断チェックリストは、児童用の他に保護者用も作成されている。児童用は身体所見

## 子どもへのインタビュー

のチェック項目が中心であるが、保護者用のチェック項目は保険の有無や態度、生活保護や医療費に関わる家庭の経済的状況をチェックする項目が含まれている。これらは、リスクアセスメント研究アプローチで取り扱われているリスク要因と重なるものであり、児童虐待の識別において、家庭が持つリスク要因の重要性が認識されている。同様に、リスクアセスメント研究アプローチにおいても、虐待（特に身体的虐待）の程度については外傷の部位や状態についてチェックが行われることになっており、子どもの身体的症状は保護決定を考える際に特に重要なものとして位置づけられている（加藤, 2001）。このように、両アプローチはそれぞれに異なる専門領域に基づきながらも、実際には他のアプローチからの知見を取り入れながら、包括的に虐待事実の識別を行っていると考えられる。

一方、上述の2つのアプローチと比べて、心理学的アプローチ（特に、子どもへのインタビュー法）は比較的認知されておらず、他のアプローチとともに活用されることも少ないと思われる。例えば、虐待への対応の手引き（日本子ども家庭総合研究所, 2005）には性的虐待への対応として、子どもとの面接について注意すべき基本事項がまとめられている。しかし、誘導の禁止や補助的な道具の使用に関する注意事項は指摘されているものの、自由報告の重要性や順序だてて質問を行うといった具体的なインタビュー方法については記述がなされていない。医学的アプローチやリスクアセスメント研究アプローチに基づく虐待識別マニュアルや資料においても、子どもへのインタビューに関する知見についての記述はほとんど見られないのが現状である。

心理学的アプローチが、虐待識別における専門的なアプローチとして認知されにくい原因のひとつとして、「子どもの語りを聞く」という行為自体が、日常誰もが経験のある行為であるため、その専門性が意識されにくいことがあげられる。しかし、子どもへの誘導や暗示の影響を避けながら、出来事について情報を得る作業は、一般に想像されているよりはるかに困難であることが多くの実証研究から示されている。特に、虐待など深刻な心理的ダメージが予想される出来事については、インタビューによる二次的被害の可能性もあり、子どもに対して共感的でありながら、なおかつ事実を確認するために中立的な立場でインタビューを行わなければならないという、一見両立しがたい姿勢が求められる。このようなインタビューは非常に困難な作業であると思われる。

アメリカではこのようなインタビューは司法面接（forensic interview）と呼ばれ、専門的なトレーニングプログラムが開発されている。しかし日本では、このようなトレーニングを受けている実務家は非常にまれであろう。それ以前に、適切なインタビューの重要性についても広く認識されるにはいたっていないと思われる。日本における虐待事実の識別への心理学的アプローチは、欧米で作成された面接法の邦訳（藤川・小澤, 2003; 仲, 2004）が紹介されはじめたばかりであり、欧米のガイドライン使った実証的な研究は非常に少ない。したがって、これら欧米のガイドラインが日本においてどの程度有効であるかについては未だ研究の途上であり、実証的な研究から得られた知見を虐待識別に有効な技法として実際に活用するためには、今後多くの研究の積み重ねが必要である。虐待相談を扱うための専門性を有する人材の確保が急務

田 中 晶 子

とされている現在、医学的アプローチやリスクアセスメント研究アプローチからの知見に加え、心理学的アプローチにおける子どもへのインタビュー法についての知見を広く活用することができるよう、日本における実証研究を積み重ねること、さらには、実務場面での適切なインタビューの実施を支援するインタビュートレーニングの開発なども必要であると思われる。

## 引用文献

- August, R. L., & Foman, B. D. 1989 A comparison of sexually and no sexually abused children's behavioral responses to anatomically correct dolls. *Child Psychiatry and Human Development*, 20, 39-47.
- Brewster, A., Nelson, J., Hymel, K., Colby, D., Lucas, D. R., McCanne, J. R., & Milner, J. S. 1998 Victim, perpetrator, family, and incident characteristics of 32 infant maltreatment deaths in United State Air force. *Child Abuse and Neglect*, 22, 91-101.
- Ceci, S. J., Ross, D. F., & Toglia, M. P. 1987 Age differences in suggestibility; Narrowing the uncertainties. In S.J. Ceci, D. F. Ross, & M. P. Toglia, (Eds) *Children's Eyewitness Memory*. New York; Springer Verlag.
- Cohn, D. S. 1991 Anatomical doll play of preschoolers referred for sexual abuse and those not referred. *Child Abuse and Neglect*, 15, 455-466.
- Creighton, S., & Noyes, P. 1989 Child abuse trends in England and Wales 1983-1987. London: NSPCC.
- Dent, H. R. 1991 Experimental studies of interviewing child witness. In J. Doris(Ed.) *The suggestibility of children's recollection*. Washington, DC; American Psychological Association.
- Fivish, R. P., Hamond, N. R., Singer, N., & Wolf, A. 1991 Content and consistency in young children's autobiographical recall. *Discourse Processes*, 14, 373-388.
- 藤川洋子・小澤真嗣 2003 子どもの面接ガイドブック 虐待を聞く技術 日本評論社
- Geiselman, R. E., Fisher, R. P., Firstberg, I., Hutton, L. A., Sullivan, S. J., Avetissian, I. V., & Prosk, A. L. 1984 Enhancement of eyewitness memory ; an empirical evaluation of the cognitive interview. *Journal of Police Science and Administration*, 12, 74-80.
- Geiselman, R. E., Fisher, R. P., MacKinnon, D. P., & Holland, H. L. 1986 Enhancement of eyewitness memory with the cognitive interview. *American Journal of Psychology*, 99, 385-401.
- Goodman, G., & Reed, R. 1986 Age differences in eyewitness testimony. *Law and Human Behavior*, 10, 317-332.
- Goodman, G. S., Sharma, A., Thomas, S. F., & Conside, M. G. 1995 Mother knows best: effects of relationship status and interviewer bias on children's memory. *Journal of Experimental Child Psychology*, 60, 195-228.
- Heger, A., Jean Emans, S., Muram, D. 2000 Evaluation of the sexually abused child: A medical textbook and photographic atlas. Oxford University Press.
- Home office 1992 *Memorandum of good practice: On video recorded interview with child witnesses for criminal proceeding*. London: Author.
- Horn, M. 1993 Memories lost and found. *U.S. News & World Report*, November, 29, 52-63.
- 市川光太郎 2005 児童虐待イニシャルマネジメント われわれはいかに関わるべきか 南江堂
- 池田由子 1993 子どもの虐待 無藤隆・山田洋子著 児童心理学の進歩 金子書房 243-268.
- Jampole, L., & Weber, M. K. 1987 An assessment of the behavior of sexually abused and nonsexually abused children with anatomically correct dolls. *Child Abuse and Neglect*, 11, 187-192.
- Jenny, C. 1996 Medical Issues in sexual abuse. In J. Briere, L. Berliner, J. A. Bulkley, C. Jenny & T. Reid (Eds)

子どもへのインタビュー

- The apsc handbook on child maltreatment. Thousand Oaks: Sage. 235-249.
- 加藤和生 2003 児童虐待の発見と防止 親や先生のためのハンドブック 慶応義塾大学出版会
- 加藤曜子 2001 児童虐待リスクアセスメント 中央法規
- Kendall-Takett, K. A., & Watson, M. W. 1992 Use of anatomical dolls by Bostonarea professionals. *Child Abuse and Neglect*, 16, 423-428.
- 木下麻奈子 1996 子供の証言と法的リアリティ - 児童虐待における子供証言 目撃者の証言 菅原郁夫・佐藤達哉編 法律学と心理学の架け橋 現代のエスプリ350, 149-155.
- Loftus, E. F., & Ketcham, K. 1994 The Myth of repressed memory. 仲真紀子(訳) 抑圧された記憶の神話 偽りの性的虐待の記憶をめぐって 誠信書房
- 宮本信也 2005 児童虐待の現状と問題点 小児診療 68, 201-207.
- Miller-Perrin, C. L., & Wurtele, S. K. 1989 Children's conceptions of personal body safety: a comparison across ages. *Journal of Clinical Child Psychology*, 18, 25-35.
- Monteleone, J. A. 1998 A parent's and teacher's handbook on identifying and preventing child abuse. St Louis:G.W.Medical Publishing.
- Moston, S. 1987 the suggestibility of children's eyewitness testimony. In H. Dent & R. Flin (Eds.) *Children as witness*. Chichester: Wiley.
- Mulder, M. R., & Vrij, A. 1996 Explaining conversation rules to children ; An intervention study to facilitate children's accurate responses. *Child Abuse and Neglect*, 20, 623-631.
- 仲真紀子 2004 子どもの面接法 司法手続きにおける子どものケアガイド 北大路書房
- 仲真紀子 2005 子どもの目撃供述とその面接法 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会(編) 目撃供述・識別手続きに関するガイドライン . 現代人文社
- 仲真紀子・上宮愛 2006 子どもの証言能力と証言を支える要因 心理学評論 48, 343-361.
- 仲谷茂一 2001 統計でみる児童虐待の実態 高橋重宏(編) 子どもの虐待 夕斐閣 81-110.
- 南部さおり・藤原敏・佐藤雄一郎・西村明儒 2006 児童虐待「症候群」と刑事裁判 被殴打児症候群、乳幼児ゆさぶられ症候群、代理人によるミュンヒハウゼン症候群, 犯罪学雑誌, 72, 54-65.
- 日本子ども家庭総合研究所 2005 子ども虐待 対応の手引き 平成17年3月25日改定版 有斐閣
- 越智啓太 1998 アナトミカルドールを用いた性的虐待児へのインタビュー - アナトミカルドール論争の展望 - 犯罪心理学研究, 36, 33-46.
- 越智啓太 1999 子供の目撃者からの供述聴取における被誘導性とその対策 犯罪心理学研究, 37, 29-46.
- 越智啓太 2003 投影法を用いた性的虐待被害児童の識別 - 批判的展望 - 犯罪心理学研究, 41, 63-78.
- 越智啓太 2005 子ども虐待への法心理学的アプローチ 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香(編) 法と心理学のフロンティア 第2部197-223.
- Orbach Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Horovitz, D. 2000 Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse & Neglect*, 24, 733-752.
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. 1998 Investigative interviews of children: A guide for helping professionals. Washington D. C.: American Psychological Association.
- Putnam, F. W. 1997 Dissociation in children and adolescents. New York: Guilford Press.
- Saywitz, K., & Moan-Hardie, S. 1994 Reducing the potential for distortion of childhood memories. *Consciousness and Cognition*, 3, 257-293.
- Shapiro, L. 1993 Rush to judgement. *Newsweek*, April, 19 44-50.
- Sheler, J. L. 1993 Trials that test faith. *U.S.News & World Report*, Novemeber, 29, 64.

田 中 晶 子

- 高橋雅延 1997 偽りの性的虐待の記憶をめぐって 聖心女子大学論叢 89, 91-114.
- 高橋雅延 1999 「回復された記憶・偽りの記憶」をめぐる論争の再検討 聖心女子大学論叢, 92, 301-330.
- Veltman, M. W. M., & Browne, K. D. 2002 The assessment of drawing from children who have been maltreated: A systematic review. *Child Abuse Review*, 11, 19-37.
- Walker, J. A., & Hunt, J. S. 1998 Interviewing child victim-witnesses: How you ask is what you get. In C. P. Thompson, D. J. Hermann, J. D. Reod, D. Bruce, D. G. Payne, & M. P. Tolia (Eds.) *Eyewitness memory: Theoretical and Applied perspectives* 55-87.
- Yuille, J. C., Hunter, R., Joffe, R., & Zaparniuk, 1993 Interviewing children in sexual abuse cases. In G. S. Goodman & B. L. Bottoms (Eds.) *Child victims, child witness*. NY: Guilford.